

大阪市北区役所と株式会社TKKワークスの包括連携に関する協定書

大阪市北区役所（以下「甲」という。）と株式会社TKKワークス（以下「乙」という。）は、次の条項について互いに連携することに合意し、協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が連携協力のもとに、次条で定める様々な分野で相互に協力し、地域課題の解決を図るとともに、学校における教育機能を高め、人材育成等の活性化、地域防災力の向上に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、次の事項について連携し協力するものとする。

- （1）地域活性化に関すること
- （2）教育、文化振興に関すること
- （3）人材育成に関すること
- （4）防災・減災及び災害対応に関すること
- （5）その他、双方が必要と認める連携協力に関すること

（協議事項）

第3条 連携協力の具体的な内容及びその成果の利用条件等については、個人情報保護の趣旨を踏まえ関係法令を遵守し、甲と乙が協議するものとする。

2 連携協力するにあたり必要な経費の負担については、各々の事業ごとに甲と乙が協議するものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、締結日より令和5年3月31日とする。なお、期間満了の1か月前までに、甲と乙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、満了日の翌日から1年間継続するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項については、甲と乙が協議して別途定めるものとする。

2 この協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

この協定書は2通作成し、甲乙が各自1通を保有する。

令和4年3月 日

（甲） 大阪市北区
区 長 前田 昌則

（乙） 株式会社 TKKワークス
代表取締役 大橋重人